



行政監視機能の強化

参議院行政監視委員会は、参議院改革の一環として、院に期待される行政監視機能を向上させるため、平成10年1月に設置されました。同時期に衆議院で決算行政監視委員会が設置されたのに対し、参議院では行政監視委員会が決算委員会とは別個の委員会とされたところに、決算審査と並んで行政監視機能を重視する院の姿勢が感じられます。行政監視委員会は、これまで広範なテーマについて調査を行うとともに、実施した調査に基づき行政の各種課題や政策評価制度に関する決議を行うなど、行政監視活動を続けてきました。

平成29年2月、参議院では、院の組織及び運営の改革に関する諸問題について調査検討を行う参議院改革協議会が設置されました。議長の諮問機関として各会派の代表者により構成される同協議会では、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」が検討項目の一つとして選定され、行政監視委員会の設置に至る経緯と活動、行政機関における行政評価等、外国議会における行政監視制度等について、それぞれ概要の説明聴取がなされるとともに協議が重ねられました。その結果、平成30年6月には、各会派の合意に基づき、「参議院における行政監視機能の強化」について報告書が取りまとめられました。

この報告書では、参議院が「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記されています。新たな行政監視の年間サイクルは、政策評価等に関する年次報告等について常会の本会議において政府からの報告聴取及び質疑を行うことから始まり、それを踏まえ、行政監視委員会では計画的かつ継続的に行政監視を行い、委員会における行政監視の実施状況について翌年の常会の本会議において報告するという流れになっています。なお、委員会の報告に基づき、必要に応じて、本会議において適正な行政の執行を実現するための改善勧告を行い、勧告の結果講じた措置について政府の報告を求めることとされています。

こうした行政監視機能の強化の具体化に向けた取組については、行政監視委員会においても検討がなされており、中でも「行政に対する苦情窓口」については、平成31年3月からその取組をスタートさせています。これは、「参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する」との報告書の内容を踏まえた取組であり、具体的には、参議院ホームページ上の入力フォーム等から寄せられた行政に対する苦情を、行政監視委員会における調査の基礎的な資料の一つとするものです。

また、報告書を受けた参議院規則改正がなされ、令和元年8月に行政監視委員会の委員数は30名から35名へと増員され、常任委員会では予算委員会に次ぐ規模となりました。

このような取組の積み重ねを通じて、行政監視委員会を中心に参議院の行政監視機能を強化し、一層の厚みを持たせていくことが期待されています。

ねぎし たかし
(根岸 隆史・行政監視委員会調査室)